

白山市安全で安心なまちづくり防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、安全で安心なまちづくりを推進するため、犯罪の抑止を目的とする屋外における防犯カメラの設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白山市補助金交付規則（平成17年白山市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の抑止を目的として特定の場所に継続的に設置される映像撮影装置及びその他関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 町内会等 市内の一定の区域を単位として、地域生活の向上のため住民相互の親睦や環境整備などの共同活動を行う任意に組織された団体をいう。
- (3) 住宅所有者等 市内に住所を有し、かつ、自ら居住する専用住宅の世帯主又はこれに準ずる者若しくは市内に住所を有する共同住宅等（併用住宅は除く。）の所有者又は管理者等をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、町内会等及び住宅所有者等とする。

2 町内会等又は住宅所有者等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けることができないものとする。

- (1) 市税の滞納があるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員（暴力団員でなくなってから5年を経過しない者を含む。）その他の反社会勢力に該当する者であるとき。

(補助対象費用)

第4条 補助の対象となる費用は、防犯カメラの設置に要する費用のうち、次に掲げる費用とし、その合計額が2万円以上のものとする。

- (1) 防犯カメラの購入費用及び設置工事費用
- (2) 防犯カメラの設置を示す表示板の設置に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助の対象となる費用から除くものとする。

- (1) 防犯カメラ設置後の維持管理に要する費用
- (2) 地代及び占有料
- (3) 防犯カメラの操作指導料
- (4) 既存の設備の撤去に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 町内会等 補助対象費用の合計額の4分の3に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、15万円を限度とする。
- (2) 住宅所有者等 5,000円
(補助の回数)

第6条 一の町内会等及び住宅所有者等に対する補助の回数は、同一年度において1回とし、防犯カメラ1台の設置に対する補助に限るものとする。
(適用除外)

第7条 市長は、この告示により補助金の交付を受けようとする者が第4条第1項に規定する費用についてこの告示に定める補助金以外の補助金、助成金等の交付対象となる場合は、補助金を交付しない。
(申請書等)

第8条 この告示の実施に必要な申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 規則第3条に規定する補助金交付申請書（規則様式第1号）
- (2) 規則第5条に規定する補助事業計画変更等承認申請書（規則様式第2号）
- (3) 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書（規則様式第3号）
- (4) 規則第10条に規定する補助事業遂行状況報告書（規則様式第4号）

- (5) 規則第12条に規定する補助事業実績報告書（規則様式第5号）
- (6) 規則第13条に規定する補助金交付確定通知書（規則様式第6号）
- (7) 規則第15条に規定する補助金請求書（規則様式第7号）

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。